

## I 災害発生時における施設等の被災状況の把握及び報告について

近年は、台風及び豪雨による施設の被害が多く発生しております。被災状況の把握は、施設の状況や入所者等の安全確認のほかに、国庫補助金の財源確保のために重要なものであります。次の通り、災害発生時における情報共有についてまとめておりますので、ご一読ください。

### ①被災報告等の情報提供

社会福祉施設及び保健衛生施設において災害により被災した場合は、県・指定都市・中核市（以下、「県市」）へ、早急に報告するよう管下関係法人等へ周知願います。また、報告を受理した県市は、速やかにその被災状況を次の報告先へご報告ください。

なお、県市以外の市町村につきましては、県がとりまとめを行いますので、県へご報告ください。

#### 【 報告先 】

社会福祉施設・・・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び東海北陸厚生局健康福祉課  
保健衛生施設・・・東海北陸厚生局健康福祉課

### ②被災施設の被災状況の保存

被災部分の写真等を念入りに撮るなどし、災害査定時に被災事実を証明できるよう県市から被災施設関係者へ指示願います。特に災害現場に赴かず査定を行う机上査定については、写真のみで被害判定を行うことを念頭において証拠の保全につとめて下さい。（被災状況の記録方法については、「災害復旧費実施調査にかかる留意事項」を参照ください。以下は一例です。）

例1) ガラスが100枚割れた。 → 当該ガラス100枚分を撮影する。

写真がない被災箇所について、被害が判定できず適用除外となり得るため、必ず全ての対象箇所の写真を撮っておく。

例2) 豪雨により床上浸水となりフローリングが反り返った。

→ 床が沿っていることがわかるよう平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部をサンプルとして残しておく。

### ③国庫補助協議

被災施設のうち県市で区分した「災害査定希望施設」について、協議を行うこととなります。社会福祉施設にかかるものは1) を保健衛生施設にかかるものは2) を提出ください。

【協議にかかる提出書類（協議書の宛名は「東海北陸厚生局長」。）】

1) 社会福祉施設

- ・ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部
- ・ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

## 2) 保健衛生施設

- ・ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（別紙様式1） 1部
- ・ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書（別紙様式2） 1部

### 【提出期限】

災害発生の日から30日以内に提出すること。

### 【提出先】

東海北陸厚生局健康福祉課

## II 財産処分について

補助金は、税金その他貴重な財源でまかなわれています。また、その使用については、法令及び予算の定めるところにより、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければなりません。

補助金等が公正かつ適正に使用されるように、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）」や各補助金等ごとに交付要綱を定め、補助金等によって取得した財産の処分について制限をもうけています。

### ①財産処分を行うには、事前の承認が必要です

適化法第22条 より

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

→ 交付された補助金等で取得した財産を処分する事案がございましたら、早めに東海北陸厚生局までご相談ください。

### ②承認を受けずに財産処分を行ったら

適化法第17条 より

補助金等の他の用途への使用、交付決定の条件に違反した時等の場合は、交付決定の取り消し、補助金等の返還があります。

→ 上記のとおり規定されており、厳しい処分の可能性がありますので、決して承認を得ていない財産処分は行わないで下さい。

### Ⅲ 内示前着工について

補助事業等は、工事の着手前に補助金の交付の協議を行い、内示を待って初めて補助事業等として執行できることとなります。

よって、内示前着工（着工は本体工事のみを指すのではなく、工事の契約締結行為も含まれます。）は、公益上真にやむを得ない場合（※）にのみ認められるものであるため、ご留意をお願いします。

なお、内示前に着工した場合、補助は行えず、全て自費で事業を行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

（※）公益上真にやむを得ない場合の一例として、災害時において入所者、利用者の生命財産を緊急に守るため行われる仮復旧事業によるものが考えられる。

### Ⅳ その他

補助事業の執行にあたっては、上記適化法のほかに、地方財政法等の法令のよるところにより適正に行われる必要がありますが、時として、上記法令等に基づかずに処理が行われ、業務が滞る事態が見受けられます。

（一例として、補助金の受け入れ及び交付に当たり、歳入歳出予算を適切に組まずに処理をしてしまったため、後に補助金の執行が不可能となり交付決定を取り消すこととなった。）

補助事業の執行にあたっては、課内・事業者はもとより、財政部局等とも連携を図り、適切・効果的な執行に心がけてください。

当局のホームページに補助金等の概要をまとめている資料がございますので、ご参照ください。

[東海北陸厚生局ホームページ：平成29年度補助金等担当者会議資料]

URL： [https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/kenko\\_fukushi/hojokin.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/kenko_fukushi/hojokin.html)